

第 20 期

第 15 回

総会議事録

令和 7 年 7 月 18 日

1. 開催年月日 令和7年7月18日(金)

2. 開催場所 ミューカルがくと館

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時52分

8. 閉会宣言 14時48分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

石井 源信

事務局	ただいまより、第15回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	皆さん、こんにちは。午前の研修会、お疲れ様でした。 暑い中、草刈り等で熱中症にならないように充分、注意して下さい。 議案について、慎重審議をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 9番 北島 繁和 委員 17番 石井 源信 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 議案書の1ページの中央1番の現況地目に誤りがありました。 また、議案書の6ページ、日和田7番の都計法区分が間違っていましたので、正誤表のとおり訂正させていただきます。 よろしく願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。

	議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1 番 1 件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 7 月 7 日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 両者は親子で貸人は高齢のため、近い将来実家に戻り、農業を継ぎながら両親の面倒を見ることにしました。 畑は申請時に荒れていましたが、現在はきれいに草が刈られていました。水稻と野菜を作付けし、借人と妻が農作業に従事します。 農機具は親と知人から借り、使用貸借契約書も添付されています。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番 1 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。

	渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木 雄一 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 7月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 七海推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は以前から就農を希望していましたが、下限面積の 問題があり農地の取得ができませんでしたので、これまで自宅の 裏の小さな畑で野菜を栽培していました。 下限面積が廃止されたので、今回の申請になりました。 受け人と妻が農作業に従事します。 また今後、耕作にあたり周辺農地には影響はありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番と5番の2件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	4番と5番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は贈与、農業開始です。 7月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、中村推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は自宅近くにある畑を本家より借り受け、10年以上耕作しており、今回贈与により取得することになりました。 審査会でも確実に耕作するということでしたので全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、農業開始です。 7月7日、事務局会議室において事前審査会を行いました。 農事組合法人を立ち上げ、代表の小野寺氏の父親の土地を譲り受け稲作と野菜を作る予定です。メンバーは4人です。 審査会でも確実に耕作するということでしたので全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番と5番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番と5番の 2件について 許可と決します。 次に6番から8番までの3件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	6番から8番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 7月13日、現地調査及び受け人からの聴き取り調査を行いました。 申請地は草刈りがされており、今後も適正に管理すると思われます。 次に7番、8番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 7月7日と8日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職代、 影山推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 両方とも貸人と借人は血縁関係にあり、将来は経営全体を 継承したいとのことでした。 農作業は借人と妻が行い、農機具はリースで行います。 いずれも水田として利用されています。 調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	6番から8番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番から8番までの 3件について、 許可と決します。 次に9番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。 次に10番 1件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

	申請地は県道に接し排水に近く、適正に管理されています。 周辺は基盤整備された水田地帯です。 受け人は以前から依頼されて耕作しています。 なお渡し人と受け人は親戚同士です。 これまでとおり、水稻栽培をします。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。 次に11番と12番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番と12番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 次に12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は耕作不便地、相手方要望です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に

	該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番と12番の 2 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番と12番の 2 件について 許可と決します。 次に13番 1 件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	13番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 7月15日、現地調査と聴き取り調査を行いました。 渡し人の夫は昨年亡くなり、現在農地の整理をしているところで 以前より受け人に相対で貸していた農地を無償で贈与したいとの ことです。 申請地は、受け人が耕作している田と畔がなく、一枚の田んぼと なっており、以前から受け人が一緒に耕作し、適正に管理されて いました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番 1 件について、許可と決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、13番 1件について許可と決めます。 次に14番 1件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	14番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 7月8日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、石堂推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 渡し人は親から農地を相続しましたが、自分で耕作することが困難で引き受け手を探していました。 申請地の近くに実家があり、農業経験がある受け人が引き受けることになりました。 農機具は親から借りて、農作業は受け人が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番 1件について許可と決めます。 次に15番と16番の 2件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	15番と16番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

	申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地はくろを挟んで地続きで2筆とも受け人の田の中に、渡し人の田が入っています。 周囲は水稻地帯で取得後も水稻を作付けします。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており問題はないと思われます。 以上、農地の総合的かつ効率的利用の確保等に支障が生じる恐れはありません。 次に16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、相手方要望です。 受け人は数10年前から渡し人の水田を耕作しております。 農作業は受け人と妻が行います。 周囲は水稻地帯で取得後も水稻を作付けします。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており問題はないと思われます。 以上、農地の総合的かつ効率的利用の確保等に支障が生じる恐れはありません。 調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	15番と16番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、15番と16番の2件について、許可と決します。 次に17番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。

事務局	17番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親と息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	17番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、17番 1件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 申請の目的は畑として利用するため、盛土工事を行うための 一時転用です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 法面は養生シートで保護し、土砂の流出を防ぎ、側溝に雨水を 排出します。 また建物を建てない旨の念書が添付されており、日照等 周辺農地への影響はありません。

	工事終了後は農地として利用する確約書が提出されています。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番と2番の 2件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。

池上慎一郎 委員	1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地の南西側に道路、その他は農地です。盛土、切土は行わず整地するだけなので土砂の流出はありません。 雨水は自然浸透、汚水と生活雑排水は発生しません。 日照に影響はなく、草刈りも定期的の実施するので周辺農地への影響はありません。 次に2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、残土置場です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地付近は原野、山林、休耕田、水路ですが、整地を行い土砂の流出は発生しません。 雨水は自然浸透、汚水と生活雑排水は発生しません。 周辺農地への日照の影響はありません。 調査の結果、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 1番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2－1－（1）－カで 4条 1番同様です。 許可基準は2－1－（1）－カー（イ）で、4条1番同様です。 次に2番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2－1－（1）－カで 4条 1番同様です。 許可基準は2－1－（1）－カー（イ）で、4条1番同様です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 許可と決します。 次に3番と4番の 2件について付議いたします。 須永 静雄委員の調査報告を求めます。
須永 静雄 委員	3番と4番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 渡し人は受け人の妻のおばにあたります。 受け人は令和6年12月に農業開始しまして、隣接する畑で野菜を 栽培しております。 7月13日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地は渡し人宅及び畑に隣接していきまして、周辺農地への 影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に4番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は、ボーリング調査のための一時転用です。 現在、整備している物流センターと高速道路を挟んで、東側に 位置しますが、物流センターと一体的に整備します。 7月13日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 直径が約10cmの調査であり、調査後埋め戻し、農地に復元する ことを確約しております。 周辺農地への影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	3番と4番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず3番ですがタブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の 日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われる ものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 次に4番の2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興 地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として 定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の 設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって 当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要で あると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に 関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと 認められる一時転用事業です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について、 許可と決します。

	次に5番 1件について付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木 雄一 委員	5番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は宅地分譲です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 7月11日、事務局職員と合同で現地調査をしました。 渡し人の父が耕作していましたが、5年前に亡くなってからは休耕して、草刈り等の管理を行っていました。 この土地は水の利便性が悪いため、耕作できないとのことでした。 申請地の周辺は住宅に囲まれてます。 受け人は転用によって生じる付近の作物、農業用排水に及ぼす影響も対策しております。 施工にあたり、事業計画書、関係書類も添付しております。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第2種農地2-1-(1)-カで、4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条1番同様です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、 許可相当と決めます。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので 福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。

	次に 6 番 1 件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	6 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、上下水道局発注工事に伴う資材置場のための一時転用です。 7 月 11 日、現地確認及び聴き取り調査を行いました。 申請地の東側は側溝を挟んで道路、南側は排水路を挟んで水田があります。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透とし、碎石及び鉄板を敷いて土砂の流出を防止します。 工事終了後は、速やかに農地に復元するとの確約書及び残高証明書が添付されており、申請目的実現の確実性、周辺農地への影響など問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	6 番 1 件について、調査の結果を補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－（１）－ア－（ア）で 4 番 同様です。 許可基準は 2－1－（１）－ア－（イ）－c で、4 番 同様です。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	6 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、6 番 1 件について、 許可と決します。 次に 7 番 1 件について付議いたします。

	高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	7番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 農地区分は第1種農地と判断しました。 申請の事由は、農家住宅です。 申請地は農用地でしたが、昨年6月に農業振興地域整備計画の変更決定がなされました。 日和田町の農地を借りることになり、耕作するのに近いところに住むことにしました。 申請地は南向きで、取水は上下水道局本管から引き込み、雨水は集水枡に集約し、南側の側溝へ流す予定です。 汚水は合併浄化槽で処理後、市道の側溝へ流します。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで3番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、3番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について、 許可と決します。 次に8番 1件について付議いたします。

	藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	8番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 7月11日、現地調査を行いました。草刈りがされており、適正に管理されていました。 また周囲には申請者以外の農地はなく、農地の分断は生じません。 申請地は平坦で土砂の流出がなく、駐車場のため日照等の影響はありません。 7月13日、両人に電話で聴き取り調査を行いました。 申請内容に誤りはありませんでした。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第3種農地2-1-(1)-エー(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は2-1-(1)-エー(イ)で、3種農地は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決めます。 次に9番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	9番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、太陽光発電設備です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 クリーンエネルギーの発電と遊休農地の有効活用の双方が可能になるため、今回の申請になりました。 申請地の北側は道路、南側は山林及び原野です。 切土、盛土は行わず、土砂の流出は発生しません。 雨水は土側溝を設け貯留するほか、土留めを設け北側道路への流出を防ぎます。 汚水・雑排水は生じません。周辺農地への影響もありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	9番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)

議 長	異議ないものと認め、９番 １件について、許可と決します。 以上で、議案第３号を終わります。 続いて、議案第４号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。 １番 １件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第４号別紙をご覧ください。 議案第４号は農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 １番 １件につきまして、買い受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各委員から確認をいただいております、適当であると認められます。 農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番 １件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について原案のとおり決します。 以上で、議案第４号を終わります。

	続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛委員	1番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7月14日に事務局職員と現地調査を行いました。 数年前まで牧草地として使用しており、周囲は山林ですが雑木がなく、再生可能であると判断しました。 よって非農地の判断はできませんでした。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番について、 農地と決めます。 次に2番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛委員	2番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7月14日に事務局職員と現地調査を行いました。 3筆とも10年ぐらい前まで牧草地として使用していましたが、周囲が山林のため、周囲の一体化しつつあり、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	2 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について、 非農地と決します。 次に3 番 1 件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	3 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7 月14日に事務局職員と現地調査を行いました。 一番目の筆は20年間、耕作しておらず、現在は山林化しています。 二番目の筆は現在、道路の法面になっており、耕作することは 不可能と判断しました。 三番目の筆は、雑木がなく農地に復元することは可能と 判断しました。 よって、上の2 筆は非農地、最後の筆は農地と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3 番 1 件について、上の2 筆は農地でない非農地と判断し、 3 筆目は農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3 番 1 件について、上の2 筆は 農地でない非農地と決し、3 筆目は農地と決します。 以上で、議案第5 号を終わります。 続いて、議案第6 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から 意見を求められたので、お諮りいたします。 1 番 1 件について付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第 6 号別紙をご覧ください。 議案第 6 号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の 3 者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 一括方式は、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。 1 番 1 件について、計画の内容を調査したところ貸付相手方の全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について原案のとおり決します。 以上で、議案第 6 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 3 番までの 3 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。 続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 17 番までの 17 件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。 続いて、報告第 3 号「受理通知書の返納願いについて」

	次のとおり郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理したので報告する。 報告第3号を終わります。 続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」次のとおり1番 1件について通知書の提出があったので報告する。 報告第4号を終わります。 ただいまの 第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第15回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第15回総会（令和7年7月18日開催）の概要

第3条 農地の移動は

17件で、田 12, 161㎡ 畑 22, 038㎡でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農地改良行為でした。

第5条 農地の転用は

9件で、太陽光発電設備2件、農家住宅2件、残土置場1件、宅地分譲1件、駐車場1件、一時転用2件でした。